

敦賀市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した、教育委員会に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和4年3月30日

敦賀市監査委員	安久	彰
同	中村	淳
同	和泉	明

定期監査結果報告

1 監査の基準

敦賀市監査基準に準拠

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査

3 監査の対象

教育委員会

教育総務課

学校教育課（ハートフル・スクール、幼稚園、学校給食センター）

生涯学習課

生涯学習センター（図書館、プラザ萬象、少年愛護センター、少年自然の家、
公民館）

文化振興課（市民文化センター、博物館、みなとつるが山車会館）

スポーツ振興課（総合運動公園、市立体育館、武道館）

4 監査の範囲

令和2年度及び令和3年度（4月から10月末まで）における事務の執行状況及び事業の管理状況

5 監査の実施日

令和4年1月17日、18日、19日

6 監査の実施内容

財務に関する事務の執行及び事業の管理が適正に行われているかについて、正確性、合規性、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、関係書類の調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

7 監査の着眼点

- （1）予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- （2）事務処理で法令に違反するものはないか。
- （3）事務事業の執行に当たっては、市民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。

(4) その他事務の執行が適正かつ的確に行われているか。

8 監査の結果

各課等における財務に関する事務の執行及び事業の管理については、監査した範囲において、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、次の事項については、必要な措置を講じるよう求める。

(1) 補助金等について

ア 小中学校における補助事業について、実施要綱において支出額上限等の条件を規定している場合には、正しい認識の下に事業を実施できるよう、事前の十分な説明に努められたい。 【学校教育課】

イ 補助金を交付している団体において、収支決算書と通帳の年度末残高に齟齬があり、出入金の記帳等も明確でない事案が見受けられた。団体監査のあり方も含め適正な団体会計を行うよう指導されたい。 【文化振興課】

ウ 補助金交付において必要な事項を定める交付要綱については、適切な事務を行えるよう、それぞれの補助事業の内容に応じた個別の要綱の作成を検討されたい。 【スポーツ振興課】

(2) 団体会計について

各公民館で会計を預かる団体において、総会の開催日に合わせ年度途中で決算を締める事案が散見された。会計年度を正しく認識した決算となるよう指導されたい。 【生涯学習センター】